

# 追放しよう！青空駐車・長時間駐車！

## ～自動車は駐車場にとめましょう～



春日井警察署には、毎日路上駐車に対する苦情が多数寄せられています。

皆様は「自動車の保管場所の確保等に関する法律」の違反についてご存じでしょうか。

**青空駐車**・・・道路を車庫代わりに駐車場所として使用

罰則：3か月以下の懲役または20万円以下の罰金

違反点数：3点

**長時間駐車**・・・道路上の同じ場所で12時間以上

(夜間は8時間以上)の継続駐車

罰則：20万円以下の罰金

違反点数：2点



以下は、検挙された違反者たちの声です。

自宅の前の道路だし、駐車禁止になっていない。

駐車場に入れるのが面倒くさい。自宅の目の前にとめたい。

駐車場は金がかかるから解約した。自分だけじゃない。

引っ越してきたが、近くの駐車場が借りれない。

## 道路は自分のものではありません！！



長時間の路上駐車は違法であるばかりか、自動車盗や車上狙い、部品盗難や損壊の被害にあう危険性が高いので、車は駐車場にとめましょう。



AICHI POLICE 愛知県警察

春日井警察署